

報告第1号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月3日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第1号	令和7年1月28日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第1号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月28日

加東市長 岩 根 正

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方車両の修理費用及びレンタカー代の10割を支払う。

3 損害賠償の額 220,200円

4 事故の概要

- (1) 事故発生日時 令和6年11月2日（土）午後1時00分頃
- (2) 事故発生場所 加東市下滝野761番地（加東市立滝野中学校グラウンド内）
- (3) 事故の内容 強風で防球フェンスが倒れたことにより、駐車中の相手方車両の車体右後方部ピラーを破損させた。